

きまり概念の育成を目指した生活科授業の創造

—子どもの遊びに着目して—

Creation of living environment studies with the aim of developing rules concept
—Pay your attention to the play of the child—

須本 良夫 (Yoshio Sumoto)

1. はじめに

教育の目的は、子ども達一人一人の人格の育成にある。当然育成された先には、社会の中でより良き市民として、暮らしに主体的に参加し創造してほしいという願いが含まれていることは自明である。そうした人格をもって社会で生きていく以上、発達段階に応じて人は社会的な存在であり、一人ではないということに体験や学習の中で気がついていくという事が想定されている。

教育基本法、学校教育法の一部改正も社会からの見直しの要請の延長線上にあるとあってよいであろう。当然、平成20年版学習指導要領にはこれまで以上に民主主義社会での法やルール理解の大切さが唱えられることになった。一方で法教育を依然として法律教育として限られた知識を学習するものという誤解もある。そのため同じ法や決まりの学習を行なっても次のような二つの解釈が成り立つ⁽¹⁾。

- ・憲法やきまりは守らなければならない。
- ・憲法やきまりは自分たちで考え、判断し、修正をしていくもの。

たしかにきまりは守らなければならないと無条件に伝えることが必要な教育場面が存在することは事実である。しかし、法教育で扱うべきは法律家育成ではなく、民主主義を支えていく主権者であるより良き市民の育成である。ここでいう良き市民とは、従順に法を黙って守るだけの存在ではないのである。

まず、法やきまりに関わる小学校学習指導要領の教科の目標の整理した(資料1参照)。法や決まりは数多くの教科、領域にまたがっていることがわかる。本稿では、学校教育においてきまりとの出会いともいえる低学年の生活科の授業において、「きまりとは一人一人が守らなけれ

ばならないが、場合によっては、適正な手続きを踏まえて修正し、みんなが公平により幸せに暮らしていけるように構成していくものである⁽²⁾ というきまり概念の形成をするには、いかに活動を仕組んでいけば良いのかを実際の授業に視点を当てて考察を行なっていく。

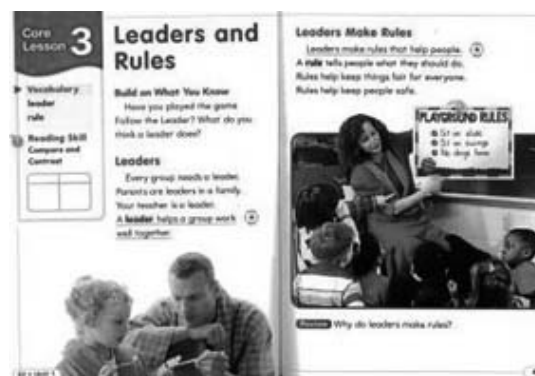
2. 米国教科書に見るルールの一例

日本の法教育も学習指導要領へ位置づけられたこともあり、実践場面での取り組みが広まりをみせている。わが国の法教育へ大きな示唆を与えているのは、米国の法教育の解釈である「法律専門家ではない者を対象に法全般、法概念の形成、法の形成過程など対象にそれらが基づいている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」である。これについては法教育の論文或いは書籍の中で数多く紹介されてきた⁽³⁾。

そこで、本研究のテーマである小学校低学年におけるきまり概念は、米国の小学校教科書においてどのように位置づけられているか日本の絵本との比較を行なった。

対象にするテキストは『SCHOOL AND FAMILY Liberty Edition』⁽⁴⁾ と『はじめての法教育 ルールってなんだろう』⁽⁵⁾ である。

(1) きまり概念を用いた米国のテキスト



本文は以下の通りである。

Build on What You Know

Have you played the game Follow the Leaders. What do you think a leader does.

Leaders

Every group needs a leader. Parents are leaders in a family. You teacher is a leader. A Leader helps a group work well together.

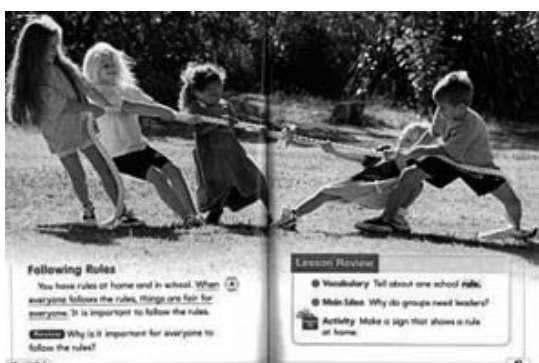
Leaders Make Rules

Leaders make rules that help peoples.

A rule tells people what they should do.

Rules help keep things fair for everyone.

Rules help keep people safe.



Following Rules

You have rules at home and in school.

When everyone follows the rules, things are fair for everyone. It is important to follow the rules.

小学校で出会う最初のきまりに関する投げかけである。この段階において既に米国の場合にはきまりとはなにかといった概念の習得を目指そうとすることが伝わる。その上でルールに従うことがなぜ重要なのかを問い、学校にあるルールを捉え直すという発問も記されている。

テキストを読み進めていくと、きまりは市民と法に発展をしていき、リーダーの存在にも触れられその概念を深めていくという構成が取られている。つまり、概念を取得し、子ども達の発達に合わせた学習において、その都度活用することで定着を目指している。

(2) きまり概念を用いた日本の絵本

現状の日本の公教育の場合、小学校低学年が使用している教科書にはきまりを扱っている箇所は生活科の教科書でわずかに記述され、あと

は道徳の副読本に掲載されている読み物資料でしか見当たらない。通常の道徳の学習では、資料の主人公の行動の解釈をとおして共感的な視点に立ち、その資料に内在する価値項目の意義を考え、自己に帰結するという授業がなされる。そのため、きまり概念とはなにかといったことを考えるようなテキストの構成ではなく、登場人物の行動の中から、教師の発問によってきまりは守るものとして学ばれる。生活科に至っては、イラストに描かれるのみで、その指導内容は指導者によって変わる所が多い。

今回は対象に挙げた法教育研究会作成の『はじめての法教育 ルールってなんだろう』は、学校教育の教科書ではなく絵本である。教科書との比較対象としての的確とは言えない。しかし子どもの読み物として、どのような思考を想定し記述されているかは重要である。



『はじめての法教育 ルールってなんだろう』抜粋

この本では主人公の小学生の女の子が、きまりがなくなった町へ行き、改めてきまりとは何かを問いかけるという手法がとられている。読者には女の子への共感や行動の意味を考えるような問いかけが随所で用意されている。米国のテキスト同様、「きまりは慣習・道徳・合意に基づいている」など絵本一冊で読者にきまり概念を構成していく多くのキーワードが盛り込まれ

るといった内容構成がとられている。

(3) 読み物から解釈するきまり概念の活用

米国の『SCHOOL AND FAMILY Liberty Edition』と『はじめての法教育』に通じる点は、初等教育の早い段階から、きまりとはなにかといった概念を主体的に考えることを目指しているということだ。

きまりのような概念獲得が早い段階から可能なかということについては、子どもの認知発達学において、いくつかの実験が紹介⁶⁾されてきた。子どものきまり概念の発達に関連して酒井厚は、社会的ルールである道徳と慣習⁷⁾の定着に着目し以下のように述べている⁸⁾。

「日本の子どもを対象に、慣習と道徳の概念的な区別がいつ頃からできるかを調べた実験がある(首藤・岡島, 1986; 首藤, 1999)。この実験では、幼児から大学生を対象に、主人公がいくつかの社会的ルールを違反する物語を提示し、違反したことの重大性とその判断基準について尋ねた。幼児を例にすれば、「この幼稚園ではブランコが1つしかなく、乗るためには順番を守る約束になっています。○ ○ちゃんはブランコに乗ろうとしているたくさんの友だちが並んでいるところに割り込みました」という内容の紙芝居を見せ、主人公のしたことがどれだけ悪いか、約束がなければ悪くないか、先生が許せば悪くないかなどを評価してもらうのである。その結果、幼児期の子どもであっても、道徳的ルール(嘘をつかないなど)の方が慣習的ルール(順番を守る, 授業はちゃんと聞くなど)に比べて違反が重大であることを認識しており、慣習的ルールを破ることの善悪は、道徳的ルールに比べて権威の存在によって変わると考えていた。」

慣習にしても道徳にしても子ども達は、きまりは破ってはいけないものだという暗黙的知識は備わっていることになる。その知識の習得は家庭教育における躾や絵本, また初等教育段階に入っては教師の影響など様々な要因のもとで行なわれたと考えられる。現時点ではその因子を明らかにできていない。ただ、本稿において重要にしたいことは、暗黙的に知識をもって

いるならば、教科や道徳できまりは守らなければならないと確認を行うよりも、顕在化させる過程を設定し概念形成を計る段階で、改めてその意味を主体的に考えながら習得できるようにする授業開発を行わなければならないということである。

そこで、生活科授業におけるきまり意識の醸成について述べていくことにする。

3. 生活科授業におけるきまり概念の育成

(1) 公共の視点の欠如

教育現場では学習指導要領の改訂により、生活科における目標の確認として、全ての内容において具体的な学習活動や学習対象が示され、対象とのかかわりを重視する活動が行われることによって、自立への基礎を養うということが改めて図1のように表現された。

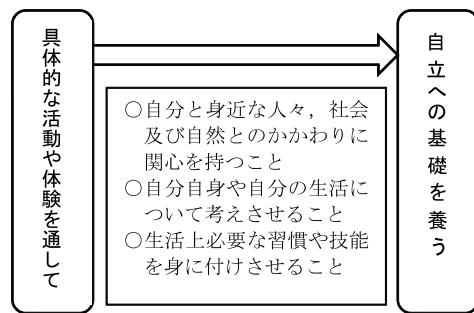


図1 生活科の教科目標

学習指導要領において「気付き」は『解説』の定義によれば下記のようなになる。

気付き

- ①対象に対する一人一人の認識であること
- ②児童の主体的な活動によって生まれるものであること
- ③そこには知的な側面だけでなく情緒的な側面が含まれること
- ④気付きは次の活動を誘発するものであること

この中で注目したいのは、「一人一人の認識である」という点である。これまではなかなか気付きについて明確にされることがなかったが、今回の改訂では認識まで踏み込まれた。これによって学習内容が示されている生活科において、その気付けたいものを明確に捉えて授業や子どもが変容しているかということが問われていく

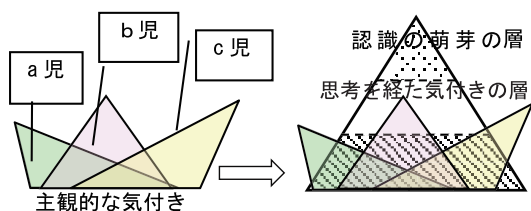


図2 生活科授業の気付きの質の変容

ことになる。

生活科は低学年理科や社会科とは異なる。単なる客観的な知識ではない。しかし、子ども各自の主観的知識だけを追っていきは認識の芽は育てられない。その子なりの発想や思いを学びの原動力として大事にしつつも、最終的な認識という点では指導者は気付きを明確にしておきたい。(図2)

こうした気付きを明確にするものとして、生活科では、11の学習の視点が整理されている。しかし、この学習の視点を意識し切れていない授業が多い。本研究のテーマにかかわりがある公共の意識とマナー、遊びの工夫、基本的な生活習慣や生活技能に関してみると学習指導要領解説には次のように記されている。

具体的視点	視点の中身
公共の意識とマナー	みんなで使う物や場所、施設を大切に正しく利用できるようにする。
遊びの工夫	遊びに使う物を作ったり遊び方を工夫したりしながら、楽しく過ごすことができるようにする。
基本的な生活習慣や生活技能	日常生活に必要な習慣や技能を身に付けることができるようにする。

視点の中身を見ると、より具体的には授業者の意図により変化するものだということがわかる。遊びを工夫し、楽しく暮らすためにはどうするかといったことを子ども達に考えさせることが重要なのである。主観的に楽しいだけでは他者と関わったり、意識したりするような習慣や技能へは高まらない。

これは生活科授業が抱える授業の難しさを表わしている。つまり先に記したように、あまり11の視点がいわれないのは、授業や研究をしていく際に9つの内容とその内容の気付きだけを切り取ってしまい、それに留まっているためである。内容と視点と対象を総合し、多様な視点に対しての気付きを補償する授業を作ることは

困難なことといえよう。

(2) 気付きの深化の想定と消えた視点

では、遊びの単元をもちいて、実際に主観的な気付きの段階を脱却する為の授業構成図を提案していくことにする。

自然をつかった遊びの授業では、遊び方や制作物の工夫が目につく。活動に際して、個の遊びであれば決まりは必要がない。しかし、他者との交流を踏まえ相互で遊ぶとなると何らかの決まりが必要となってくる。それは自然発生的にきまりが作られ、周囲のものが参加をするという場合と、話し合いの場が授業構成へ位置づけられており先の内容、対象、視点が補完され気付きへと高める場合がある。

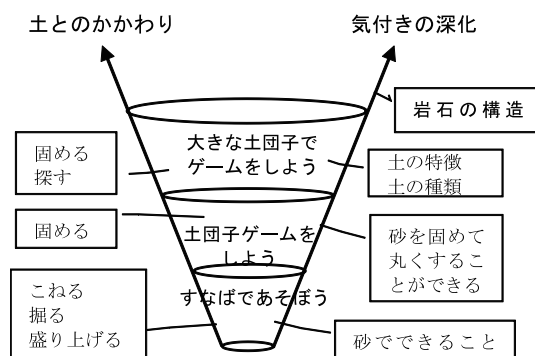


図3 土のかかわりと気付き

図3は、自然物の砂で遊ぶ場合の子ども達の対象へのかかわりと気付き、活動を考えた生活科授業の構造図である。こういった構造図が考えられれば、図中に記された気付きの習得のためにどのような土団子ゲームを実施するかということが見えやすくなり、子どもの気付きの深化を捉える教師の見取りの基準も明確になる。

(3) 遊びの中に潜むきまり概念の抽出

砂場で遊んでいた個々の児童が、みんなのできる土団子ゲームをしようという活動を儲けることによって遊びのルールが必要になる。そのゲームはどうなったら勝つのだろう。そのルールで勝つための土団子を作るにはどうすればよいかを個に返していく。ゲームとルールによって、よりよい固くてツルツルになる土団子の条件とは何かに気付かせる為の声かけという教師側の支援も考えられるのである。

ある授業で子ども達は、自作の土団子を坂で転がし、その距離を競うという遊びを創作した。順番に坂を転がし競っていたが、ある子の土団子が突然半分に割れ、片方だけ転がり暫定的に一番になった。子どもたちは、想定外の事態に面食らった。みんなで話し合ってきたルールは通用しない。新たなルール作りが求められた。

- ・割れた地点を転がった距離とする
- ・半分になっても転がり続けたから認める。
- ・認めるなら、誰が判定するのか。

・どれくらいの大きさなら転がったとするか。子ども達は話し合い、新ルールがその場で生まれ、遊びは再開した。子どもらしいエピソードだが、なかなかこうした場面がある生活科授業は見かけない。

こういった場面で子どもが気付くのは、ルールは絶対的なものではなく、みんなの考えを必要に応じて尊重し構成しているから守る価値があるものなのだというきまりや法の基礎概念である。しかし、事前の図3ではそうした気付きには触れられていない。教師自身に多様な観点がなければ、学ぶべきものを学ばせることなく遊ぶだけの生活科となってしまうかねない。

つまり、生活科において教師が事前に対象への気付きを備えた遊びを構成し、さらに遊びに意味をもたせるきまりとはなにかを考えているから、子どもの学びに大きな意味が生じるのである。

4.「ながらの なつと なかよくなるう」の授業

では、単元の全体構想から気付きときまり概念のかかわりを実際の授業と合わせて考察し、改めて生活科授業への示唆を考えていきたい。

(1) 授業の実際から

本実践は学習内容の季節の変化と生活、自然やものを使ったあそびを扱う複合的な構成で行なわれた(資料2 単元計画参照)。

ここで着目したのは、授業展開前段の4時間目までである。授業者の意図では、4時間目まで自然やものを使ったあそびの学習材として「水」を選定している。初夏の暑い日に水と関わりたくなる子ども達の心理を把握した上での教材選定である。

授業者は水遊びの中から、水への気付きを高めていきたいという願いをもっている。そのために、子ども達は毎時間水と繰り返し関わりながら遊んでいる。例えば2時間目の子どもの遊びの中で、次のような姿が見られた。

- ビニール袋に穴を開け、シャワーのようにしてみんなに「きれいでしょ」と紹介する子
- ペットボトルの一つだけのあいた穴を棚の上に置いて、「なかなか減らないでしょ」と笑う子
- 友達の洗剤容器から勢いよく飛び出す水を見て、自分のペットボトルの蓋にも穴を開ける子
- ペットボトルの横にたくさん蓋を開け、シャワーだけ高いところからだと勢いよく出るみたいという子。

これは図3で記したものと同じように授業者の意図的な活動の保証によって浮かび上がった児童の姿である。こうした個々の児童の思いを事前にしっかりと予想し位置づけた授業だけに、多様性は広がりを見せていた。

その結果、子ども達からの発言も「ビュッと押すと遠くまでいく勢いがあるんだよ」「ぎゅっと握らないと水は出ていかないんだよ」「ビニール袋だと、にぎっても水はどこかいちゃうんだよ」など多くの気付きを含んだ次時に高めていけるものが出てきた。

しかし、終末部では個の思いのふり返りに終始したために、次時以降のみんなで行う水遊びへの気付きに高めるという意識が薄らいだ。そのため3時以降はやや教師主導の流れの中で、水遊び活動を行って行くことになった。

(2) 子どもの活動から学ぶきまり概念へ

教師が子ども主体で活動を考えさせようと投げかけても、子ども達は教師の意図を見抜き、期待に応えようとする行動は多い。それは、活動の実感から、次にやりたいという動機が本当に高まらないからである。

そのため、3時や4時に繰り返しの遊びを入れても遊びそのものが自分たちのものではなくってしまう。遊びとは本来自由なものである。しかし、実際は指導案にもあるように教師から

注意することとして約束事が権威的に確認される。

○水を入れるときには、順番に並ぶよ。

○人やぬれては、行けないものには、かけないように気をつけるよ。

こうしたきまりも、生活科で学ぶことには意義がある。しかし、それは児童の中で既に潜在的にわかっている慣習的ルールであり、活動のため創り出したきまりではない。授業という空間だからこそ、破ってはならないというだけの約束事である。きまり概念の育成にはそれだけでは十分ではない。生活科ならではの活動をするから必要なきまりを創造する過程や手続きを習得すべきである。

この欠如は、指導者の中に水への気付きという視点を学習することはあったが、遊びという場で公共の意識をどう育て何を発見させたいのかという視点が、学習内容の中には入っていなかったためである。

水を遠くまで飛ばすということが、単純にゲーム化されれば一本ラインを引くだけで、子どもたちにはルールが必要になってくる。

「ここから一番遠い人が勝ちだから」

「遠くに飛ばすだけではなく、何か的をつくって水が命中すれば落ちるようにしてみるとおもしろい」

「どこに、どんな的をつくとといいか考えてみるとおもしろい」

次第にきまりは広まり、小集団の遊びが学級全体のものとなる過程できまりを修正する必要に迫られる。大切なのは、きまりをどう創り上げていくかという手続きである。だれもが公平にゲームに参加し、その中で競うから水・容器・圧力・感触といったあらゆるものの関係性に気付き、その上で遊び方に工夫が生まれるのである。

そのためにも、生活科の授業構成では教師は活動の全体を意識しなければならない。どの段階でどんな視点の活用をするかを考えなければ、単位時間をつなぐ際の児童の意識作りも適切さを欠くことになる。

5. 終わりに

本稿では、子ども達が学校教育の教科として

きまりをどのように生活科授業で学ぶと良いのか、そのために教師のとるべきスタンスと準備の必要性について再考した。

生活科授業におけるきまり概念の育成のためには次の二つのことがいえる。

一点目は低学年でも自分たちで考え、判断し、修正をしていくものであるというきまり概念は、体験活動を通し適切な話し合いと活動を行なえば習得も可能である。

二点目は、その習得を促すためには、教師自身がきまりを慣習的なものと捉えず、遊びの単元構成を見つめ直し、活動の中できまりがなければ困る、このきまりはおかしいという活動の構成を考えることが重要になるということである。当然、単元全体の授業構成も重要である。

以上のように活動が主体の生活科においても、きまりの概念は育成できる。ただ、授業の中で見取れる子どもの活動には制限があるのも事実である。そのためきまりを考えるという教師の視点を基盤とした、子どもの活動やつぶやきの見取りが重要になることを付け加えておく。

活動が教科の中心原理である生活科だからこそ、社会に参加していくためのきまり概念の育成は、その後の学校生活を考える土台作りとして重要なことなのである。

【註・引用文献】

- (1) 片上宗二『「社会研究科」による社会科授業の革新』風間書房,2011
- (2) 江口勇治・磯山恭子編、『小学校の法教育を創る』,東洋館出版,2008. pp.8-12
中学校公民教科書の記述をもとに小学校低学年に準拠させた筆者による定義
- (3) 例えば
法教育研究会,『はじめての法教育』ぎょうせい,2005
磯山恭子「アメリカにおける法教育の到達点から学ぶ(第3部)諸外国の法教育」全国法教育ネット(編)『法教育の可能性—学校教育における理論と実践—』現代人文社,2001
沖野眞巳「アメリカにおける法教育の実践」大村敦志『法教育の目指すもの』2009
などがある
- (4) SCHOOL AND FAMILY Liberty Edition

(Houghton Mifflin Social Studies) 2006/8/10,
PP.44-47

- (5) 日本弁護士連合会市民のための法教育委員会『はじめての法教育〈3〉ルールってなんだろう—みんなでくらすために必要なこと』岩崎書店, 2007
- (6) 森川/敦子『子どもの規範意識の育成と道德教育—「社会的慣習」概念の発達に焦点づけて』溪水社, 2010
- (7) 社会的ルールは、他者の権利や福祉に関わる道德 (moral) と、対人関係を調整し社会秩序を維持するための慣習 (convention) の2つに分けることができる。
- (8) 酒井 厚「仲間関係のなかで育つ子どもの社会性 第4回 社会的ルールの発達」, 2012
<http://www.blog.crn.or.jp/report/02/144.html>

【参考文献】

- 文部科学省『小学校学習指導要領解説 生活編』日本文教出版, 2008
- 原田信之, 須本良夫『気付きの質を高める生活科指導法』東洋館出版社, 2011
- 内藤博愛『気付きを深める生活科の「知的活動」/ 気付きを深める生活科の「知的活動」の実際』明示図書, 2005
- 片上宗二『オープンエンド化による生活科授業の創造』明示図書, 1995
- 大村敦, 志土井真一『法教育の目指すもの』商事法務, 2009
- 教師と弁護士でつくる法教育研究会『教室から学ぶ法教育子どもと育む法的思考』現代人文社, 2010
- 大村敦『父と娘の法入門』岩波書店, 2005
- 上杉賢士『「ルールの教育」を問い直す: 子どもの規範意識をどう育てるか』金子書房, 2011

—付記—

本稿は科学研究費基盤研究 (B)「法・心理・教育研究者の協同による小学生の発達段階に対応する法教育プログラム開発」課題番号24330242の研究成果の一部である。

《資料1》きまり概念を幾瀬できる平成20年版学習指導要領 各教科に見られる目標

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
社会科			(3)地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようにする。 (4)地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。			(2)我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。
生活科	(1) 学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。 (4) 公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。 (6) 身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりなどして、遊びや遊びに使う物を工夫してつくり、その面白さや自然の不思議さに気づき、みんなで遊びを楽しむことができるようにする。					
家庭科						
体育科	ABCDE (2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、場の安全に気を付けたりすることができるようにする。 E (3) 簡単な規則を工夫したり、攻め方を決めたりすることができるようにする。	ABC (2) 運動に進んで取り組み、きまりを守り仲よく運動をしたり、勝敗を受け入れたり、場や用具の安全に気を付けたりすることができるようにする。 E (2) 運動に進んで取り組み、規則を守り仲よく運動をしたり、勝敗を受け入れたり、場や用具の安全に気を付けたりすることができるようにする。 (3) 自己の能力に適した課題を見付け、練習や発表の仕方を工夫できるようにする。 F (2) 運動に進んで取り組み、だれとでも仲よく練習や発表をしたり、場の安全に気を付けたりすることができるようにする。	A (2) 運動に進んで取り組み、助け合って運動をしたり、場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。 B C E (2) 運動に進んで取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。 E (3) ルールを工夫したり、自分のチームの特徴に応じた作戦を立てたりすることができるようにする。 F (2) 運動に進んで取り組み、互いのよさを認め合い助け合って練習や発表をしたり、場の安全に気を配ったりすることができるようにする。			
道徳	4.主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に使う。		(1)約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。		(1)公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。	
特別活動	2. 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1)〔学級活動〕、〔児童会活動〕及び〔クラブ活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。					

《資料2》 単元計画 ながらのなつとなかよくなるう

時	本時のねらい	学 習 活 動	評価規準	留意点	
みずであそぼう	1	水に関心を持ち、意欲的に水で遊ぶことができる。	1.気候や自然の変化の轍子を想起し、水を使って遊んだ体験を話し合う。 ○長良公園にカナブンがいたよ。春にはいなかったよ。夏になったから、いたんだよ。 ○夏になると、水鉄砲を作って遊んだことがあるよ。 《課題》 <u>みんなでみずをつかってあそぼう。</u> 2.願いを確認する ○水をかけると涼しいから、気持ちよくなるように遊びたいよ。 ○友だちが楽しく遊ぶことができるように気を付けて遊びたいよ。 3.活動する。 4.活動を振り返り次時の願いをもち。 ○水で遊ぶと涼しくて気持ちよかったよ。袋に水を入れたりすると面白そうだったよ。次は、おもちゃを作って楽しく遊びたいよ。	水を使って遊びたいという願いをもち、意欲的に水で遊ぶことができている。 (関心・意欲・態度)	○ペアの子と協力して楽しく遊ぶことができるように促す。 ○本時活用する活動の賭感覚や見方を明確にしているから、活動するようにする。
	2	身近な物をつかった水鉄砲などのおもちゃを作り遊ぶことを通して、水の手触りや散布すると虹のようにきれいに見えること、容器の穴次第で水の飛びだし方が変化することに気付くことができる。	1.これまでの活動を振り返り、願いを確かめる。 ○水で遊ぶと冷たくてとっても気持ちよかったよ。ただかけるだけじゃなくて、他の遊び方をしてみるともっとおもしろくあそぶことができそう。 《課題》 <u>みずをつかったおもちゃをつくってのしくあそぼう。</u> 2.見通しをもつ。 ○私は、ビニール袋を使ってみたいよ。ビニール袋にたくさん水を入れると水風船みたいで面白そうだよ。 ○私は、ペットボトルを使ってみたいよ。ペットボトルに水を入れてギュッと押しと遠くまでとんで面白そうだよ。 3.活動をする。 【風船・ビニール袋】 ○ビニール袋に入れてさわるとグニャグニャして面白いよ。 4.中間交流をする 【ペットボトル・マヨネーズの容器】 ○にじができた。 ○穴の開け方で水が飛び出す距離が変わる ○落ちていく時には小さな丸い玉になっている。 5.本時の活動を振り返り、次時への願いをもち 今日がんばったことは、ペットボトルの水鉄砲を作ってきれいに水がでるようにすることです。ペットボトルのふたの穴の数を増やすと水はシャワーみたいに出てきれいでした。今度は、もっと水がきれいに出るように穴の大きさや数を変えて工夫して楽しく遊べるようにしたいです。	水で遊ぶことを通して、水の感触や水を飛ばした際の水の飛び方、水を撒くことによって虹が出るなどの水の特徴に気付くことができる。 (気付き)	○水風船や水鉄砲という普段使ったことがあるおもちゃを掲示し生活体験とつなげて活動を行うことができるようにする。 ○ペットボトル水鉄砲の水を工夫して遠くに飛ばして遊んでいる子を中間交流で取り上げ、「普段の生活と同じだって思ったことない？」と問いかけ、日常生活とのつながりを意識できるようにする。 ○「どうして○○さんは、こんな風におもちゃをつくったの？」や『もっと楽しいおもちゃを作ることができないかな？』と問いかける。
	3	自分の願いの実現に向けて賦行錯膜しておもちゃを作りかえることができる。	1. 前時の学習を振り返り本時の願いを確認する。 ○前の時間に作った水のおもちゃは、とっても楽しかったよ。もっと楽しく遊べるおもちゃを作りたいよ。 《課題》 <u>みずをつかったおもちゃでもっとのしくおもちゃをあそぼう。</u> 2. 活動の見通しをもつ	自分の願いにあったおもちゃを作ることができた自分に気付くことができる。 (気付き)	○相手意識をもち、仲間は、どんな気持ちか考えながら活動できるように促す。 ○パワーアップの中身を具体的にしてから活動す

		<p>○穴の大きさを変えてみると、跳ぶ距離が変わって もっと楽しくあそべると思うよ。</p> <p>3. 活動する。</p> <p>○穴の大きさが大きすぎても、小さすぎても水が遠く に跳ばないよ。水が一番遠くに跳ぶのは、中ぐ らいの大きさだよ。</p> <p>4. 振り返る。</p> <p>水が一番遠くまで跳ぶ、水が跳ぶ穴の大きさを 見付けることができたよ。これでみんな遊ぶの が楽しみなってきたよ。</p>		<p>ることができる ようにする。</p>	
4	<p>自分の作ったおも ちゃで遊んでもら うことを通して、 遊び方を考えたり、 遊びの約束を考え たりすることができる。</p>	<p>1. 前時の学習を振り返り本時の願いを確認する。</p> <p>○水鉄砲を作ったよ。早くみんな楽しく遊びたい な。</p> <p>《課題》</p> <p><u>みずをつかったおもちゃをつかってみんなであそ ぶ。</u></p> <p>2. 活動の見通しをもつ</p> <p>○水を入れるときには、順番に並ぶよ。</p> <p>○人やぬれては、行けないものには、かけないよう に気をつけるよ。</p> <p>3. おもちゃで遊ぶ。</p> <p>4. 活動を振り返り、次時への願いをもつ。</p> <p>今日は、約束を守って楽しく遊ぶことができてうれ しかったよ。自分が作ったおもちゃで楽しく遊ん てもらえてうれしかったよ。今度は、家でも作って 家族に遊んでもらいたいな。</p>	<p>みんなが楽しんで くれるようなおも ちゃを作ることが できた自分のが ンばりに気付くこ とができる。</p> <p>(気付き)</p> <p>みんなが楽しく 遊ぶためには、ど のような約束が必 要か考えることが できた。</p> <p>(思考・表現)</p>	<p>○水でつくったおも ちゃを遊び方を 掲示し、どの ような約束で遊 んだらよいか考 えることができ るようにする。</p> <p>○自分たちで約束 を考えて遊びを 行うことができ ている子を価値 付ける。</p>	
ひろがるなつのあそび	5	<p>自分の願いに合わ せた活動をするこ とを通して遊びの 面白さや自然の不思議さに気付くこ とができる。</p>	<p>1.前時の学習を振り返り願いをもつ。</p> <p>○遠くに水をとばす秘密がみつかったうれしかったよ。家でもやってみたよ。</p> <p>○他にもどんなあそびがあるのかな。</p> <p>《課題》</p> <p><u>なつのはせんをつかったあそびをして、ながらの なつともとなかよくなる。</u></p> <p>2. 願い別のグループに分かれて活動する。</p> <p>【虫取り】</p> <p>○草むらに小指ぐらいのバッタがいたよ</p> <p>○草と同じ色だからよく見ないと見つけられないよ。</p> <p>【草花遊び】</p> <p>○シロツメクサの腕輪作りを覚えてもらえたよ。自分でも作ることができてうれしいよ。</p> <p>○オオバコで草相撲をしたよ。太くて固い茎を見つけたからみんなに勝つことができたよ。</p> <p>【砂・土遊び】</p> <p>○みんな協力して大きな山を作ることができたよ。頂上から土や水を流したら勢いよく流れて楽しかったよ。</p> <p>3.活動をふりかえり、生活への願いを広げる。</p> <p>今日は、一緒に虫取りをしてバッタを8匹も捕まえることができて嬉しかったよ。今度は、家の近くでも探してみたいな。</p>	<p>自然の面白さや 自然の不思議さに 気付くことができ る。</p> <p>(気付き)</p>	<p>○公共施設の使用 に関する約束(む やみに草花を取 らない</p> <p>○使ったものは元の 場所に片付ける。 大声で騒がない などを確認する。</p> <p>○遊びの面白さや 自然の不思議さ に気付くことが できるように比 較して考えるこ とができるよう な言葉がけをす る。</p> <p>○本時の活動で気 付いたことやで きたことを通し て、次時の願い をもつことがで きた子を価値付 け全体に広める。</p>

(授業者作成の単元計画をもとに 筆者2時加筆修正)